

第1214号

株式会社 茨城木材相互市場

2021

那珂川NEWS 2

ともに築いた65年 感謝を力に新たな挑戦

令和3年4月1日(木)よりスタート！ 省エネ基準の「重要事項説明義務」

2019年5月に公布された改正建築物省エネ法で、小規模な建築物を対象とした内容で、省エネ基準の「説明義務」が必要になる。300㎡未満の小規模な住宅・非住宅建築物では、省エネ基準に適合しているかどうかの確認が求められる。

	現行		改正後	
	非住宅建築物	住宅	非住宅建築物	住宅
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ基準適合】	努力義務 【省エネ基準適合】	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から 建築主への説明義務	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から 建築主への説明義務
		トップランナー 制度* 【トップランナー 基準適合】 対象住宅 持ち家 建売戸建て		トップランナー 制度* 【トップランナー 基準適合】 対象の拡大 対象住宅 持ち家 建売戸建て 注文戸建て 賃貸 賃貸アパート

※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認められる場合、国土交通大臣の勧告・命令などの対象とする

設計士が省エネ基準に適合しているか、いないかの説明が義務化されました。評価するルートは大きく4つあります。

「標準計算ルート」と「簡易計算ルート」専用計算プログラムなどを使って外皮性能と一次エネルギー消費量の数値を算出する方法。

最も簡易な「仕様ルート」計算を行わず、外皮の断熱性能、開口部の日射遮熱対策、設備の仕様などが基準に合致していることを確認する方法。

「戸建て住宅簡易計算ルート(モデル住宅法)」方法。

以上4つの評価法で適合可否をお施主様に説明する義務が必要となりました。

***大手ハウスメーカーとの比較に於いてもきちんと計算して遜色ないことを説明できれば工務店・大工様にとっては良いPRIになるのではないかと思います。**

◇サポートセンター 佐藤、中村までお問い合わせください

■わたしたちの使命 (SDGs) (茨城木材の社会的役割)

「消費と生産を結ぶ価値ある架け橋」となる
一循環型地域環境の創造

1. 地域の人々により良い『住環境』を提供すること
2. 茨城県の森林環境を守ること



住宅建材部

創立 65 周年決算キャンペーン

1/12~3/31 キャンペーン実施中!

昨年実施した「創立 65 周年キャンペーンセール」にご協力頂きまして誠にありがとうございました。ご好評につき第二弾「65周年決算キャンペーン」を企画させて頂きました。

【協賛メーカー様】

IG工業・朝日ウッドテック・クリナップ・大建工業

東洋テックス・TOTO・ニチハ・ノダ・ノーリツ・フクビ

＊特価品を数多く用意しております!

特に寒い時期ボイラー故障しやすいので

お買い得です!

◇3月3日(水)【クッキングぶらいいな祭り】

キッチン・お風呂巡り展示会開催予定!

詳細については、住宅建材部までお願いします。

2月16日(火) 13時セリ開始

創立 65 周年

いばらき県産材展示会

◆毎度ご好評の

「お楽しみ抽選会」を開催!

◆ご来市のお客様に
もれなく粗品御進呈!



新型コロナウイルス対策を実施して開催!

優良木材を多数用意!

ご来市を心よりお待ち申し上げます!

[市日予定]

〈本 社〉

2月16日 (火) 記念市

〈つくば〉

2月4日 (木) 通常市(中止)

10日 (水) 通常市(中止)

18日 (木) 記念市

25日 (木) 通常市(中止)

2/16(火)

いばらき県産材展示会